

覚 書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社サンティール（以下「乙」という。）は、富士の国やまなし館レストラン（以下「レストラン」という。）の運営業務に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲は、山梨県のアンテナショップ富士の国やまなし館の機能を充実させるため、県産ワインや県産食材等を使用した料理を提供するレストランを設置するものとし、その運営事業者として乙を選任する。

（物件の借り上げ）

第2条 甲は、レストランを設置するための物件（以下「本物件」という。）を借り上げ、これに要する経費を負担する。

（運営業務）

第3条 乙は、次の方針に基づき運営業務を行うものとする。

- （1） 県産ワインや県産食材等を使用した料理を提供することにより、山梨県の優れた「食」の魅力を発信すること。
- （2） 富士の国やまなし館物産販売店舗と連携することにより、集客力を高め、やまなしブランドの確立と県産品の販路拡大に貢献すること。
- （3） レストランで取り扱うワインや食材等は、県産品を使用すること。ただし、山梨県内で生産していない食材、又は、県産食材の入手が困難な場合は、この限りではない。
- （4） 個別の県産ワインや県産食材等の選定は、乙に一任する。

2 甲は、県産ワインや県産食材等の情報提供、確保に協力するものとする。

（委託期間）

第4条 運営業務の委託期間は、平成22年11月1日から平成27年3月31日までとする。

（開業準備）

第5条 甲は、レストランの設置に際し、厨房設備工事及び厨房機器の整備に要する経費を予算の範囲内で負担する。

2 甲は、レストランの内装の施工及び備品等の整備について、これを乙に一任し、前項に定める以外の施工や備品等の整備に要する経費は、乙の負担において行うものとする。

3 甲は、平成22年11月1日に本物件を借り受け、直ちに乙に使用させるものとする。

4 乙は、平成22年12月を目途に開業するものとする。

(営業受託金)

第6条 甲は、レストランの営業開始から3年間は営業受託金を乙に請求しない。

2 甲及び乙は、3年経過後、運営実績に基づき、営業受託金について協議し決定するものとする。

(運営状況の報告)

第7条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に決算書を作成し、甲に提出するものとする。

(その他)

第8条 甲は、本覚書に定めのない運営方針については、乙を尊重する。

2 本覚書を踏まえ、別に乙と社団法人やまなし観光推進機構との間でレストラン運営業務委託契約を締結するものとする。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名の上、各々1通を所持する。

平成22年10月13日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

乙 東京都中央区銀座八丁目18番11号
OGURAビル3階
株式会社サンティール
代表取締役会長